

京都市告示第 60 号

道路法第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 22 年 4 月 7 日

京都市長 門 川 大 作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
山科上花山緯 11号線	山科区上花山久保町19番地の1地先内	告示の日
桂経53号線	西京区桂池尻町47番地の52地先から 同町47番地の31地先まで	〃

(建設局土木管理部道路明示課)